

基本目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5-(1)地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
1	学童保育事業	教育財務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童がいなければ「A」でよいのか。学童を利用する児童が増えて、保育室の狭さが問題となっている。市は、出生届や宅地開発等の状況も把握できるはずなので、早めに手を打ってほしい。</li> <li>・児童数が増えると空き教室が減り、学童保育で部屋が使えなくなる。所管課は、教育委員会や学校と連携を取ってほしい。</li> <li>・特任指導員(学校長経験者)がブロック内の見回りをしているというが、相談したい時に相談できない。</li> <li>・学童保育の会は任意の団体で、現在、対市交渉は行っていない。4~5校で会がないので、全体で話し合いたい内容を共有できない。</li> <li>・学童保育については、定員や施設整備のことばかりでなく、中身についても検討してほしい。</li> <li>・新しい計画では、事業内容が「かわごえ子育てプラン」と同じ記載になっているが、具体的にどうしていくのか。</li> <li>・他市における、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の特色ある取組を把握しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育事業の目標事業量である入室児童数2,251人に対しての進捗状況については、待機児童もなく順調であるため「A」となっております。</li> <li>・入室児童の増加による狭隘化が進んでいるため、余裕教室等で対応できるかなど、今まで以上に学校との連携を取り、進めてまいります。</li> <li>・学校長経験者である特任指導員は、保育内容や障がいのある児童の保育に関する事など、指導員からの相談に応じ、指導員への指導や助言を行っているほか、学校との連絡調整を行うなどを職務としています。保護者の方からの相談については、指導員から学童担当へお知らせいただければ、可能な限り対応させていただきます。</li> <li>・市では、保護者の学童保育に関する意見を直接伺えるように、年3回程度、各学童保育室の保護者会長にお集まりいただき保護者会長会議を開催しておりますので、この場を利用した話し合いが可能と考えます。事前に市へ内容をご連絡いただければと思います。</li> <li>・学童保育については、指導員の研修の充実を図ったり、児童対象に防犯教室を開催する等、児童の健全な育成に努めておりますが、今後も、さらに保育の質の向上に取り組んでまいります。</li> <li>・新しい計画は、平成26年度で計画期間が終了する「かわごえ子育てプラン」の内容を含んだものとして策定されるもので、学童保育において待機児童が発生しないよう、また、安全・安心な保育環境となるよう様々な取組に努めてまいります。</li> <li>・他市における学童保育(放課後児童クラブ)については、国や県からの情報提供もあり、ある程度把握はしていますが、放課後子ども教室に関する取組については、あまり把握していないのが現状であり、今後、情報の収集に努めてまいります。</li> </ul>
4	一時的(特定)保育事業	保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる時間について知りたい。</li> <li>・新制度の中でどのように実施していくのか。</li> </ul>	<p>公立保育園については、8:30から17:00まで。                  法人立保育園については、8:30から17:00まで、8:30から16:30まで、9:00から17:00までと、施設により異なります。                  平成27年度からは、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、引き続き一時預かり事業として実施します。</p>

7	ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	・他の自治体では裁判になっている事例があるようだが、事故が起こった場合の自治体の責任についてどう考えるか。	ファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員と提供会員との準委任契約となっているが、川越市が実施主体である以上、万一事故が発生した場合には、双方の状況を迅速に把握し、適正な対応を図る必要があると考える。 また、提供会員のフォローアップ研修を実施することなどにより、引き続き事故防止に努めてまいりたい。
---	-------------------	--------	---	--

5-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
1	通常保育事業	保育課	・公立保育所は増やさず、法人立保育所を増やして待機児童に対応しているが、公立保育所は、保育所の水準を保つために必要である。 ・新制度においては、「教育」という言葉が使われているが、未就学児童にとっての教育とは「学習」ではなく「人間教育」である。市は「教育」や、保育として大切なことについて、どう捉えているか。	新制度におきましても、学校教育を提供する施設として挙げられているのは、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)となっており、保育所や認定こども園(保育所部分)については、就労等で保育することができない保護者に代わって保育する施設として挙げられているため、保育の大切さについては、従来と変わるものではないと考えます。
3	統合保育事業	保育課	・公立保育所には判定委員会があり、必要に応じて児童に加配をつけることができるが、法人立保育所にはそのような制度がない。法人立保育所でも加配をつけられるような体制づくりをしてほしい。	法人立保育所においては、ひかり児童園勤務の臨床心理士が必要に応じて加配の可否を判定しております。また、障害者手帳や診断書等により保育士の加配が必要となった場合も加配をすることができます。なお、加配が必要となった場合には、児童3人につき加配保育士1人分の経費の一部を補助する制度があります。
4	土曜保育事業	保育課	・実施園が公立保育所10園のまま増えていない。「A」評価でよいのか。 ・新しい計画に掲載予定となっているが、「土曜日の保育を平日と同様に行う」との記載がなくなったが、どのようにするつもりなのか。	土曜保育事業については、公立保育所20園、法人立保育所20園で実施しており、うち一日保育については、公立保育所10園、法人立保育所4園で実施しています。 一日保育実施の拡大については、利用状況を把握したうえで対応していきます。子ども・子育て支援事業計画を作成するために実施した、就学前児童がいる家庭の保護者を対象としたニーズ調査の結果、土曜日保育を定期的に利用したいとの希望者の割合が8.8%であったことから、土曜日の一日保育実施の拡大については、利用状況を把握したうえで対応していきます。
5	産休明け保育事業	保育課	・「D」評価のままであるが、どうしていくのか。 ・新しい計画に掲載予定となっているが、「公立保育所において～」との記載がなくなったが、どのようにするつもりなのか。	産休明け保育については、基本的には、新規に設置される法人立保育所において対応していくこととしております。 産休明け保育の実施については、民間保育園の施設設備に向けた支援を積極的に行いながら、低年齢児枠の拡大を図っていきます。

5-(3)子どもの健全育成の取組

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
10	児童館機能の整備	こども育成課	・魅力ある施設にするためには、人の手や知恵が必要である。今後どうしていくのか。	関係団体等の代表及び学識経験者を委員とする児童館運営委員会を設置し、児童館の運営管理について意見を徴し、児童館活動の充実に努めている。今後、各児童館の特性を活かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め国際理解を促進し、豊かな感性・情操をはぐくむ児童館事業を推進していく計画である。

5-(5)地域における子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	所管課	地域協議会・児童福祉専門分科会からの意見	所管課の回答・意見
4	子育てサークルへの施設提供	中央公民館	・10人に満たないサークルは公民館で登録できず一般貸出になってしまう。市民の集う場を考えないといけないが、市民の自主的な活動をどう支援していくのか。	公民館の登録グループになるためには、サークルの活動が公民館の目的に沿い社会教育推進のため、公民館と同様な社会教育事業を行う必要があります。また、会員が10人に満たない場合は、公民館内に募集のポスター・チラシを掲示するなどの支援を行っております。
5	子育てサロン事業	中央公民館	・予算、決算の内容について知りたい。	子育てサロンに係る予算、決算の内容としましては、サロン共催スタッフ等への報償費となっております。